

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第 16 回 農業委員会総会議事録

令和 3 年 10 月 28 日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	6	中谷由広	委員
	7	川村良則	委員



事務局 長	只今から、16回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中13名で、総会は成立しております。
議 長	議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、6番 中谷委員さん、7番 川村委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号1 土地の所在が宮前町110番96外1筆、現況地目が畑で合計面積213㎡、届出者 札幌市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和2年9月8日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 番号2 土地の所在が富富士600番外9筆、現況地目が畑で合計面積30,605㎡、届出者 富富士 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和3年4月16日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 番号3 土地の所在が富士257番1外13筆、現況地目が畑で合計面積105,261㎡、届出者 北見市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和3年8月1日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 番号4 土地の所在が富富士593番1外1筆、現況地目が畑で合計面積4,417㎡、届出者 富富士 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が平成7年11月16日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 番号5 土地の所在が幸町39番2外3筆、現況地目が畑で合計面積34,226㎡、届出者 幸町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和2年3月29日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員 議 長	———異議なし——— 報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます
事 務 局	報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。 番号1 土地の所在が若里546番1外23筆、現況地目が畑で合計面積151,520㎡、契約期間は平成28年1月29日から令和8年1月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年8月2日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。 番号2

土地の所在が朝日 252 番 3 外 4 筆、現況地目畑が 23,461 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 8,866 m<sup>2</sup>、合計面積 32,327 m<sup>2</sup>、契約期間は平成 23 年 3 月 31 日から令和 3 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 3 年 8 月 4 日、通知者が、賃貸人 ●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 3

土地の所在が知来 124 番 1 外 8 筆、現況地目畑が 59,989 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 1,284 m<sup>2</sup>、合計面積 61,273 m<sup>2</sup>、契約期間は 8 筆が平成 19 年 2 月 28 日から平成 29 年 2 月 27 日まで、1 筆が平成 20 年 3 月 28 日から平成 30 年 3 月 27 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 3 年 7 月 19 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 4

土地の所在が知来 182 番 1 外 8 筆、現況地目が畑で合計面積 17,897 m<sup>2</sup>、契約期間は平成 17 年 3 月 30 日から平成 27 年 3 月 29 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 3 年 7 月 19 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 5

土地の所在が知来 197 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 13,109 m<sup>2</sup>、契約期間は平成 17 年 3 月 30 日から平成 27 年 3 月 29 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 3 年 7 月 19 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 6

土地の所在が仁倉 987 番 2、現況地目が畑で面積 16,628 m<sup>2</sup>、契約期間は平成 23 年 6 月 30 日から令和 3 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 3 年 6 月 30 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 7

土地の所在が仁倉 698 番 10 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 27,627 m<sup>2</sup>、契約期間は平成 23 年 6 月 30 日から令和 3 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 3 年 6 月 30 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各 委 員  
議 長

———異議なし———

報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。

次に、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

番号 1.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 552 番 1 外 15 筆、現況地目が畑で合

計面積 139,073 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は9,218,760円、10畝当りの単価は、一部が60,000円、一部が70,000円です。あっせん会につきましては、令和3年8月17日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（1ページ）です。申請地につきましては、町道若里北幹線道路と若里基線道路の分岐あたりの土地となります。

番号2.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が共立379番1外4筆、現況地目が畑で37,555 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年10月29日から5年間、賃貸料は年額180,000円、10畝当たり4,800円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和3年7月23日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（2ページ）です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、共立53号付近の土地となります。

番号3.

利用権の設定等を受ける者が、朝日 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が千葉県 ●●●●さん。土地の所在が朝日252番3外4筆、現況地目畑が23,461 m<sup>2</sup>、採草放牧地が8,866 m<sup>2</sup>、合計面積32,327 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年10月29日から10年間、賃貸料は年額77,000円、10畝当たり2,400円で、前回は2,400円でした。あっせん会につきましては、令和3年8月4日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（3ページ）です。申請地につきましては、朝日武士12線道路の南側、朝日35号36号付近の土地となります。

番号4.

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富武士 ●●●●さん。土地の所在が富武士593番1外1筆、現況地目が畑で合計面積4,417 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は441,700円、10畝当りの単価は、100,000円です。あっせん会につきましては、令和3年10月1日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（3ページ）です。申請地につきましては、道道富武士佐呂間線富武士8号付近の東側、●●●●さん住宅の裏側の土地となります。

番号5.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来286番1外5筆、現況地目が畑で11,967 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年10月29日から10年間、賃貸料は年額66,000円、10畝当たり5,500円で、前回は番号6のあっせん地と合わせて3,900円でした。あっせん会につきましては、令和3年9月25日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと（5ページ）です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、知来15号付近の土地となります。

番号6.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来124番1外2筆、現況地目畑が48,022 m<sup>2</sup>、採草放牧地が1,284 m<sup>2</sup>、合計面積49,306 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年10月29日から10年間、賃貸料は年額172,000円、10畝当たり3,500円で、前回は番号5のあっせん地と合わせて3,900円でした。あっせん会につきましては、令和3年9月25日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページ）です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線からおよそ 1km ほど北側、知来 15 号及び 16 号付近の土地となります。番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 182 番 1 外 13 筆、現況地目が畑で 27,508 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 10 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 145,000 円、10 a 当たり 5,300 円で、前は 6,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 9 月 25 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線知来 14 号付近、旧道道との分岐のあたりの土地となります。番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 33 番 2 外 2 筆、現況地目畑が 36,571 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 11,885 m<sup>2</sup>、合計面積 48,456 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 10 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 194,000 円、10 a 当たり 4,000 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 3 年 10 月 2 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）です。申請地につきましては、仁倉浜佐呂間 8 線道路沿いの土地と、道道留辺薬浜佐呂間線から南東側におよそ 1km ほど入った仁倉 7 号 8 号の間の土地となります。番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 987 番 2、現況地目が畑で 16,628 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 10 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 83,000 円、10 a 当たり 5,000 円で、前回は 5,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 6 月 30 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）です。申請地につきましては、仁倉 12 号道路の南西側、仁倉南 10 線沿いの土地となります。番号 10.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 698 番 10 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 27,017 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 10 月 29 日から 10 年間、賃貸料は年額 135,000 円、10 a 当たり 5,000 円で、前回は 5,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 6 月 30 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（10 ページ）です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線の北東側旧●●●●宅の隣接地と、仁倉 7 線道路沿いの土地となります。以上です。

議 長  
大澤委員  
事務局

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

新規のあっせんが出てきていますが、これまではどういう状態だったのですか。

番号 2 については、土地を相続した方からのあっせん申出で、以前に相続前の所有者が利用集積で賃貸していたことがありましたが、期限が切れており、条件も途中で変わっていたようなので、新規として扱いました。実際は同じ耕作者が使っている状況だったようです。

番号 8 については、これまでも同じ耕作者が使っていましたが、正式に申し出がな

議 長	<p>く、今回あっせんの申出があったため、新規のあっせんという形になりました。他に質問はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
	<p>———異議なし———</p>
議 長	<p>議案第 1 号は原案どおり決定いたします。</p>
	<p>議案第 2 号 現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第 2 号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。 番号 1. 土地の所在が知来 484 番 1 外 5 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林と原野と雑種地、合計面積 11,035 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 知来 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと（11 ページ）です。申請地は、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、旧知来小学校周辺の土地となります。 以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
大 澤 委 員 長	<p>この土地は現在使用している人はいないのですか。</p>
事 務 局 長	<p>はい。誰も使ってない土地となっています。</p>
	<p>他に質問はありますか。</p>
	<p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
	<p>———異議なし———</p>
各 委 員 長	<p>議案第 2 号は原案どおり決定いたします。</p>
	<p>その他 各委員さんの方から何かありませんか。</p>
	<p>———ありません———</p>
	<p>なければ第 16 回農業委員会総会を終ります。</p>